

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年11月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、390円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年11月16日から同年12月6日まで  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ、同じ生年月日の者が昭和21年11月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月6日に当該資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間にA事業所において被保険者となっている複数の者に照会したところ、申立人を記憶する者はいなかったものの、複数の者が、当時、B県からの労働者が働いていたと供述している。

さらに、社会保険事務所における調査においても、当該記録が申立人の記録である可能性があるため、申立人の妻に回答を行っているとともに、当該記録の被保険者は85歳に達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されておらず、これらのことから、当該記録は申立人に係るものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和21年11月16日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年12月6日に当該資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A事業所に係る被保険者名簿における未統合記録から、390円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から62年6月まで

私は、昭和62年6月18日にA市役所B庁舎（現在は、A市C区役所B出張所）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として窓口で計算してもらった30万円から40万円を一括して納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として30万円ないし40万円を納付したとしているが、申立期間の保険料の合計額は55万3,470円であり、大きく相違する。

また、申立人が申立期間の保険料を一括して納付したとしている昭和62年6月18日時点で、申立期間のうち、53年9月から60年3月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間のうち、53年9月から62年3月までの保険料は過年度保険料となるため、同市役所B庁舎では納付することができないこと、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年5月まで

私が平成2年2月にそれまで勤めていた会社を退職して次の勤め先に採用されるまでの間にA市役所（現在は、B市C区役所）から国民年金について手紙が届いたことから、母に3万円を渡して、市役所で加入手続と国民年金保険料の納付をしてもらったはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、申立期間に係る加入手続の具体的な記憶が無く、保険料納付についての記憶も明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成6年11月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無いこと、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。